



—発行所—  
 奈良県保険医協会  
 〒630-8013  
 奈良市三条大路2-1-10  
 TEL (0742)33-2553  
 FAX (0742)34-9644  
<http://www.nara-hokeni.jp/>  
 発行人 竹島 廣 憲  
 年額 4,500円/月400円 送料共  
 印刷 きかんしコム

1000人を超え  
 さらに大きく  
 会員数1088人  
 医科667  
 歯科421  
 (1月末日現在)

# 相続税の世界を体感せよ！②

## 小規模宅地の特例って…ナニ？

税理士法人あおば 税理士 三瀬 義男

今、相続税の節税スキームは、一般のマスコミや週刊誌を通して、広く紹介されています。その背景には、相続税の課税割合が当初4%から8.1%へ倍増したことに他なりません。富裕層に限定されていた相続税は、広く中間層にも意識として浸透しつつあります。

シリーズ2回目は、ぜひとも知って欲しい相続税の特例制度についてお話ししたいと思います。その特例とは、ズバ

り！「小規模宅地等の減額特例」です。法律用語からして、難しく感じられますが、内容はシンプルです。

つまり、土地に対する評価の減額特例です。具体的に言えば、「事業をしている土地」を「居住している土地」をいいます。これらの土地は、相続の発生によって、被相続

人の家族が生活基盤を失うことがないように、という配慮から設けられた制度です。例えば、亡くなった方の住んで

いる土地であれば、330㎡を限度に、通常評価の80%のデイスカウトを受けることができます。また、診療所・クリニック、医療法人の使用

に供している土地は400㎡を限度に、80%のデイスカウトを適用することができま

す。さらに、平成27年の税制改正より、この2つの土地については、ダブルで適用することができるようになりました。具体的な数字で確認しま

自宅の土地(330㎡)が

3000万円、診療所の土地(400㎡)が5000万円、そして、相続税の税率が30%のランクにあると想定します。特例適用前であれば、合計8000万円の土地に対して2400万円の相続税の負担が発生します。特例を適用した場合、その土地の評価は80%減額され、1600万円となり、同じく税率が30%のランクであれば、480万円の税負担となります。節税額は1920万円も圧縮されます。

それだけ、大きな節税効果を期待できるにもかかわらず、この制度に対する事前の対策がほとんどとられていません。事前の対策といえば、地代の有無については、適用判定に大きく影響します。また、今回の平成30年の税制改正において、居住用の土地に

奈良県保険医協会は

### 個別指導時の弁護士帯同にとりくんでいます (会員限定)

奈良県保険医協会は、2011年度より個別指導に帯同する弁護士を紹介する体制を作りました。

開始から昨年12月までで35件(医科25、歯科10)の帯同が実現しています。実際に利用された会員の感想も好評です。

弁護士帯同を希望されない場合も個別指導の相談には資料提供も含め事務局で対応可能です。ぜひお気軽にご連絡ください。

- 弁護士帯同を希望される場合は、通知が届きましたらなるべく早く協会事務局(TEL.0742-33-2553)までご連絡ください。
- 連絡いただきましたら、事務局より帯同弁護士団に連絡し日程調整をはかり、被指導者(会員)と当日に帯同する弁護士とで事前打ち合わせを行います。
- 弁護士費用を一部ご負担いただきます。詳細はお問い合わせください。

ついて、改正が入りました。要件は以前より厳しくなっています。

重要なことは、小規模宅地の特例を知ることです。そして、確実に適用できるようにメンテナンスを行うことです。地味な対策ですが、効果は絶大にあることを知っておいてください。

に発行され、現在第4版で

頼関係づくり、研修・講演会

れ、ユニークでおおらかな